

公表監第10号  
令和2年2月17日  
(2020年)

西宮市監査委員	亀井健
同	石橋正紀
同	大原智
同	菅野雅一

令和2年1月14日付西監収第26号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果  
については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 101 号  
令和 2 年 2 月 17 日  
(2020 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	亀 井 健
同	石 橋 正 紀
同	大 原 智
同	菅 野 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により令和 2 年 1 月 14 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 請求の内容

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

令和 2 年 1 月 14 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述から、請求の要旨を次の各措置を求めると解しました。

- (1) 西宮市消防団任用要綱（以下「要綱」という。）の遵守状況の調査（西宮市消防団（以下「消防団」という。）全団員の年齢実態調査）及び公開
- (2) 上記(1)の調査結果による、要綱策定時である平成 18 年 3 月から不正に使用された公金の額の公開
- (3) 要綱遵守に向けた市の是正措置策定及び実行
- (4) 不正に支出された公金の返還等

理由は、別紙のとおりです。

(添付された事実を証明する書面)

ア 要綱

イ 西宮市市政ニュース（平成 29 年 3 月 10 日第 1499 号）記事

## 第 2 監査の実施

### 1 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、令和 2 年 1 月 24 日、請求を受理することに決定しました。

### 2 監査の対象事項

請求人が求める次の請求が認められるか否かを監査の対象としました。

- (1) 要綱の遵守状況の調査及びその結果の公開を求めるという請求
- (2) (1)の調査結果による、平成 18 年 3 月から不正に使用された公金の額の公開を求めるという請求
- (3) 要綱遵守に向けた市の是正措置策定及び実行を求めるという請求
- (4) 不正に支出された公金の返還等を求めるという請求

### 3 監査対象部局

西宮市消防局

## 第 3 監査の結果

法第 242 条第 8 項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

### (1) 要綱の遵守状況の調査及びその結果の公開を求めるという請求について

住民監査請求は、住民による事務監査請求の制度（法第 75 条）のように、地方自治体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方自治体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認める制度であり、その対象とされる事項は、法第 242 条第 1 項所定の財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）に限られています。したがって、財務会計行為ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、住民監査請

求の対象とはなりません。

請求人が求める要綱の遵守状況の調査及びその結果の公開は、何れもここにいう財務会計行為に該当しないため、本件請求は、住民監査請求の対象に当たらない事項に係るものであり、法第242条の要件を満たさないものと判断します。

(2) (1)の調査結果による、平成18年3月から不正に使用された公金の額の公開を求めるという請求について

(1)と同じく、請求人が求める公金の額の公開は、財務会計行為に該当しないため、本件請求は、住民監査請求の対象に当たらない事項に係るものであり、法第242条の要件を満たさないものと判断します。

(3) 要綱遵守に向けた市の是正措置策定及び実行を求めるという請求について

(1)と同じく、請求人が求める要綱遵守に向けた市の是正措置策定及び実行は、財務会計行為に該当しないため、本件請求は、住民監査請求の対象に当たらない事項に係るものであり、法第242条の要件を満たさないものと判断します。

(4) 不正に支出された公金の返還等を求めるという請求について

請求人の主張は、消防団員の報酬及び活動経費の支出が市の被った損失・損害であるとして、市長又は消防局長が消防団員に対して不当利得返還請求権又は損害賠償請求権を行使することを求めるものと解され、法第242条第1項所定の財務会計行為に係る請求とも考えられます。

しかし、住民監査請求制度は、(1)で述べたとおり、地方自治体の財務についての違法又は不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方自治体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではありません。住民監査請求の対象は、違法不当な財務会計行為であり、これ以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法なものとなります。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、本来住民監査請求の対象とならない地方自治体の職員の非財務会計行為の違法性不当性を争うため、当該行為を地方自治体に対する不法行為に該当するなどとし、その行為に後続する支出を不当利得又は補填すべき損害として構成し、その請求権の行使を求めることが住民監査請求として許されるとするならば、地方自治体のほぼ全ての行為が住民監査請求の対象となりかねないことになるのであって、このような解釈は、前記地方自治体の財務について創設された住民監査請求制度の目的、趣旨に反します。

本件請求は、住民監査請求の形式をとってはいるものの、請求人が主張する違法性又は不当

性は、消防組織法第22条（「消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。」）に基づく市長による消防団長の任命が要綱に違背するというものなどであって、消防団の報酬及び活動経費に係る財務会計法規上の違法性又は不当性を問題とするものではありません。

したがって、本件請求についても、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ません。

以上のことから、請求人が求める請求については、何れもこれを却下することとします。

(請求人が記載した請求理由)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載しています。

西宮市長は西宮市消防団条例における消防団長任命権者であり、また西宮市消防局長は西宮市消防団事務局を所管する監督者であることから両名に対して措置請求を行う。

西宮市消防団条例第4条、及び西宮市消防団規則第4条の規定による各階級の西宮市消防団員の任命等について必要な事項を定めた、西宮市消防団任用要綱第5条(団員の定年)に照らし消防団役員の任命が違反状態であり、西宮市消防団条例第7条に基づく団員への報酬支払についても、違反状態となっている現団長に支払われ続けている。西宮市消防団任用要綱第5条(団員の定年)では、班長以上の定年は概ね75歳と規定されている。「概ね」と記載されている意図として、任命時定年に達していないが、規則に定める任期4年の間に75歳を超えてしまう場合等、定年を理由に任期途中で退任してしまうことが組織運営上適切でないため、定められた措置であると考え。

ところが、現時点で西宮市消防団を統括する消防団長の年齢は、現在満82歳という事実があり、要綱で定める定年75歳を超える満75歳10ヶ月で任命しており、更に満79歳10ヶ月で留任している。

そもそも、定年とは「企業や公務に携わる者が、ある一定の年齢に達したら退職・退官する場合の年齢のことである」と定義されている。西宮市消防団任用要綱第5条には、「概ね」75歳と定められているとはいえ、同規定はあくまでも退職・退官の時期に関する「定年」についての定めである。即ち、少なくとも新たに「任命」する際に参酌される基準になるものではないことは論ずるまでもない。

然るに、消防団長は「任命」時に、定年に関する規定が「概ね」75歳とされているとはいえ、既に75歳10ヶ月にあったものであって、係る年齢での「任命」は西宮市消防団任用要綱第5条の解釈とは相容れないものであって、更に満79歳10ヶ月で留任している事実は運用上も例規に反する違法なものであると断ぜざるを得ない。

西宮市消防団条例第4条には団長の任命は市長と定められており、任命権者である西宮市長が例規に反して任命を行っている事実がある。また消防局長は要綱の存在を知らず、違反状態の任用を長年にわたり注意・指導・助言することなく黙認し、監督者としての職務を怠った事実がある。

条例・規則を補填する要綱において、年齢的な職務遂行能力等を鑑みた西宮市消防団任用要綱に対する明らかな違反行為を、西宮市長自ら執行した事実があり、消防団構成員全体として職務遂行能力に不安がある組織となっている可能性がある。また消防団員は非常勤の特別職公務員であると、地方公務員法及び消防組織法に規定されている。その消防団員に支払われる報酬は消防局所管の公金から支払われていることから、その使用については例規を遵守されなければならない。また、消防団事務局を所管する監督者である消防局長も任用及び報酬支払いに無関係であることは許されない。本事実により、年齢的に職務遂行能力に不安がある団員の任命が将来的に常態化し、災害発生時の活動に制限が生じる可能性があることは、安心・安全な市民生活にも大きな影響を与える事となる。また、例規遵守の市政を執行出来ない実態からの公金支出は、西宮市市民からの信頼を大きく失墜させることになる。

そのような組織に対し、西宮市の公金から消防団員の報酬や活動経費を支出している実態を踏まえて、公金不正使用の観点及び安心・安全な市民生活確保の観点から住民監査請求を行う。